

使用説明書

使用前には必ず本説明書を読み、注意事項を守って使用して下さい。



動物用医薬品

“京都微研”ILTワクチン

鶏伝染性喉頭気管炎生ワクチン（シード）

製法及び性状

本剤は、SPF発育鶏卵で増殖させて得た弱毒鶏伝染性喉頭気管炎ウイルスを凍結乾燥した生ワクチンである。乾燥ワクチンは、帯褐灰白色の乾燥物で、添付の溶解用液を加えて振り混ぜると容易に溶解し、赤橙色の均質な懸濁液となる。

溶解用液は、リン酸緩衝食塩液に色素を加えたもので、赤橙色の透明な液体であり、pHは6.8～7.4である。

成分及び分量

乾燥ワクチン 1バイアル（500羽分）中

発育鶏卵培養弱毒鶏伝染性喉頭気管炎ウイルスSPL株（シード）

10^{6.2} EID₅₀以上

ラクトース水和物

45 mg

グリシン

45 mg

カゼイン製ペプトン

30 mg

ポリビニルピロリドンK-90

4.5 mg

ベンジルベンシリンカリウム

300 単位

硫酸ストレプトマイシン

0.3 mg（力価）

硫酸カナマイシン

0.03 mg（力価）

溶解用液 1バイアル（15mL）中

塩化ナトリウム

120 mg

りん酸二水素ナトリウム二水和物

6.75 mg

りん酸水素二ナトリウム・12水

37.95 mg

フェノールレッド

0.15 mg

精製水

残量

効能又は効果

鶏伝染性喉頭気管炎の予防

用法及び用量

乾燥ワクチンを溶解用液で溶解し、1羽分（0.03mL）を14日齢以上の鶏に点眼接種する。

使用上の注意

【一般的注意】

- 本剤は要指示医薬品であるので獣医師等の処方せん・指示により使用すること。
- 本剤は定められた用法・用量を厳守すること。
- 本剤は効能・効果において定められた目的のみ使用すること。
- 本剤はシードロットシステムにより製造され、国家検定を受ける必要のないワクチンであるため、容器又は被包に「国家検定合格」と表示されていない。

【使用者に対する注意】

本ワクチン成分の特徴

抗原	アジュバント			
	微生物名	人獣共通感染症の当否	微生物の生・死	種類
鶏伝染性喉頭気管炎ウイルス		否	生	無

本ワクチン株は、人に対する病原性はない。

本ワクチンに関するお問い合わせは、下記までお願いします。

株式会社 微生物化学研究所 営業部
〒611-0041 京都府宇治市横島町24-16番地
TEL：0774-22-4519
FAX：0774-22-4568

- 作業時にはメガネ、マスク等を着用し、本ワクチンが眼、鼻、口等に入らないように注意すること。
- 作業後は石けん等で手をよく洗うこと。

【鶏に対する注意】

1 制限事項

- 鶏が、次のいずれかに該当すると認められる場合は、健康状態及び体質等を考慮し、接種の適否の判断を慎重に行うこと。
 - 元気・食欲不振、発熱、異常呼吸音、下痢等の徴候のあるもの。
 - 病気の治療中又は治療後間がないもの。
 - 他のワクチン投与、移動等によりストレスを受けているもの。
 - 発育が悪く、明らかに栄養不良状態にあるもの。
- 本剤接種後、温度管理等に十分注意し、鶏に与えるストレスの軽減に努めること。

2 副反応

- 接種後に一過性の呼吸器症状及び結膜の充血が認められる場合がある。
副反応が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。

3 相互作用

- 本剤には他の薬剤（ワクチン）を加えて使用しないこと。
- 本剤とニューカッスル病生ワクチンを同時投与すると、ウイルス間の干渉作用により本剤の効果が抑制されるので、1週間以上の間隔をあけること。

(3) 24時間以内に消毒剤等を飲水投与した鶏群には接種しないこと。

4 適用上の注意

- (1) 点眼に用いる器具は、添付の点眼器を使用すること。
- (2) 鶏を保定する手指を消毒して、鶏の眼を雑菌等で汚染させないようにすること。
- (3) 点眼する際には、点眼容器の先端部が鶏の眼に接触すると菌の二次汚染の原因になるので、接触しないようにすること。
- (4) 点眼接種は、1羽に1滴ずつ確実にワクチンを滴下し、1回まばたきするまで待って、鶏を放すこと。
- (5) 同一鶏舎内の鶏は同時に接種すること。

【取扱い上の注意】

- (1) 外観又は内容に異常を認めたものは使用しないこと。
- (2) 使用期限が過ぎたものは使用しないこと。
- (3) 溶解は使用前に行うこと。
- (4) 一度開封したワクチンは速やかに使用すること。使い残りのワクチンは雑菌の混入や効力低下のおそれがあるので、使用しないこと。
- (5) よく振り混ぜてから使用すること。
- (6) 開封時にアルミキャップの切断面で手指を切るおそれがあるので注意すること。
- (7) 乾燥ワクチン瓶内は、真空になっており破裂をするおそれがあるので、強い衝撃を与えないこと。
- (8) 使い残りのワクチン及び使用済みの容器は、消毒又は滅菌後に地方公共団体条例等に従い処分、若しくは感染性廃棄物として処分すること。

【保管上の注意】

- (1) 小児の手の届かないところに保存すること。
- (2) 直射日光、加温又は凍結は品質に影響を与えるので、避けること。溶解液は凍結すると破損することがある。

貯法及び有効期間

- 1 遮光して、2～10℃に保存すること。
- 2 有効期間は製造後2年3か月間（最終有効年月は外箱及びびらべルに表示）

包装

- 1 セット 500羽分（15mL 溶解用液添付）

製造販売元



株式会社 微生物化学研究所
京都府宇治市横島町24、16番地

27062608
LTV®